



発行
東京都

目次

告示

○平成二十九年東京都告示第五百三三号（東京都統計調査条例による統計調査の名称等）の一部改正：……（総務局統計部社会統計課）……一

雑報

○東京都職員共済組合住宅資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則の一部を改正する規則：……（東京都職員共済組合）……三
○東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則：……（同）……三
○東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程を廃止する規程による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程の一部を改正する規程：……（同）……四

告示

●東京都告示第千八百六十号

平成二十九年東京都告示第五百三三号（東京都統計調査条例による統計調査の名称等）の一部を次のように改正する。
平成二十九年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子
「平成三十年三月三十一日」を「平成三十年十一月三十日」に改める。
第一号様式を次のように改める。

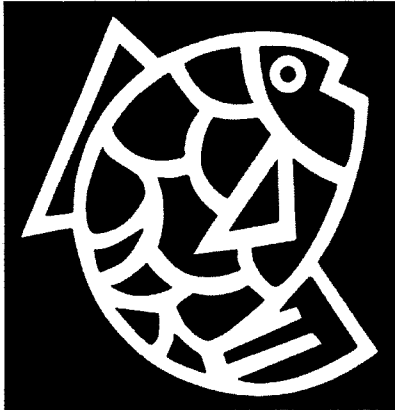
第1号様式



都指定統計調査第2号



生計分析調査

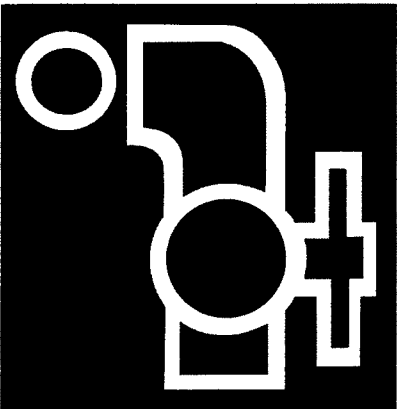
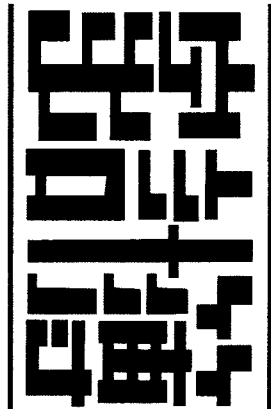
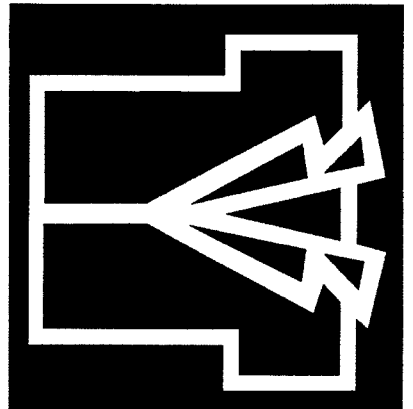


年 月 1 期分

(1日から15日まで)

1 勤 勞 2 無 職 3 勤・無以外

市町村番号 単位区符号 調査世帯番号 一連世帯番号
記入開始からの月数 世帯人員 就業人員



I 口座自動振替による支払

Table with columns: 支払内訳 (種類、品名等), 今月の支払分, 金額(円), 備考. Rows include 電気料金, うち 深夜電力料金, 都市ガス料金, etc.

I 口座自動振替による支払(つづき)

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	備考
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
合計		

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主]

日々の給与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給 () 月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当() 月分)		介護保険料	
5	通勤手当() 外手当		厚生年金保険料	
6	手当		雇用保険料	
7	手当		財形貯蓄(年金・住宅一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
□ 座振込額				

給与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	給与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅一般)	
7				
8				
9				
□ 座振込額				

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	() 年金		介護保険料	
2	() 年金		後期高齢者医療保険料	
3	() 年金		所得特別徴収税額	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料(税)額	
6				
7				
8				
9				
□ 座振込額				

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主の配偶者]

月々の給与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給 (月分)		所得税	
2	扶養 (家族) 手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当 (月分)		介護保険料	
5	時 間 外 手 当		厚生年金保険料	
6	手 当		雇用保険料	
7	手 当		財形貯蓄 (年金・住宅一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

□ 座 振 込 額

賞与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与 (ポーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄 (年金・住宅一般)	
7				
8				
9				

□ 座 振 込 額

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	() 年金		介護保険料	
2	() 年金		後期高齢者医療保険料	
3	() 年金		所得税	
4			復興特別所得税	
5			個人住民税	
6			国民健康保険料 (税) 額	
7				
8				
9				

□ 座 振 込 額

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主との続柄 _____ (世帯主との続柄を記入してください。)]

月々の給与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給 (月分)		所得税	
2	扶養 (家族) 手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当 (月分)		介護保険料	
5	時 間 外 手 当		厚生年金保険料	
6	手 当		雇用保険料	
7	手 当		財形貯蓄 (年金・住宅一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

□ 座 振 込 額

賞与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与 (ポーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄 (年金・住宅一般)	
7				
8				
9				

□ 座 振 込 額

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	() 年金		介護保険料	
2	() 年金		後期高齢者医療保険料	
3	() 年金		所得税	
4			復興特別所得税	
5			個人住民税	
6			国民健康保険料 (税) 額	
7				
8				
9				

□ 座 振 込 額

日付		現金収入又は現金支出	
H		前期からの繰越金 (手持ち残高)	現金収入(円)
1	現金収入の種類及び用途		現金支出(円)
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
合計			
		本日の現金残高(円)	

IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入

品名、用途及び購入方法 該当する番号を○で囲んでください。	クレジット				電子マネー				金額 自分の店の商品は 販売額を記入します。 (円)
	1 一括払い	2 分割払い	3 前払払い	4 後払払い	1 プリペイド	2 QRコード	3 交通系ICカード	4 その他	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

備考 []

日付		現金収入又は現金支出	
日		現金収入(円)	現金支出(円)
1	収入の種類及び用途		
2	支出の品名及び用途		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
合 計			
		本日の現金残高(円)	

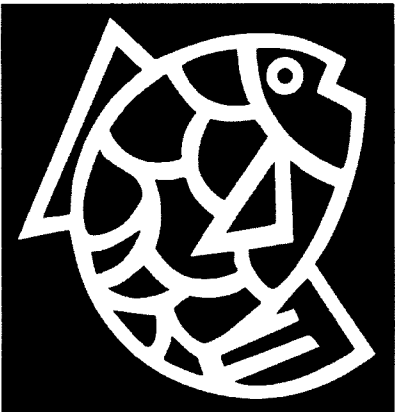
第1号様式



都指定統計調査第2号



生計分析調査



年 月 2 期分

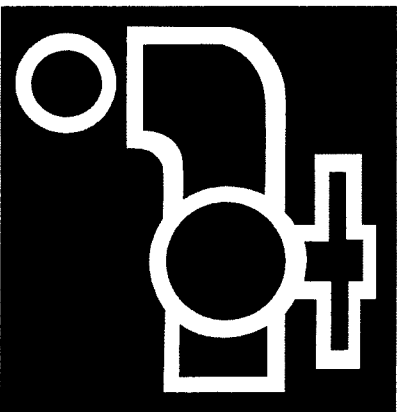
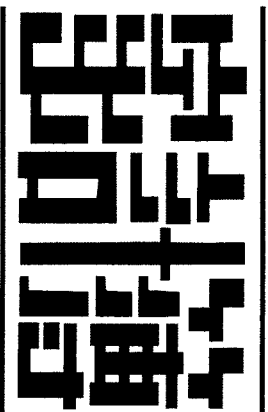
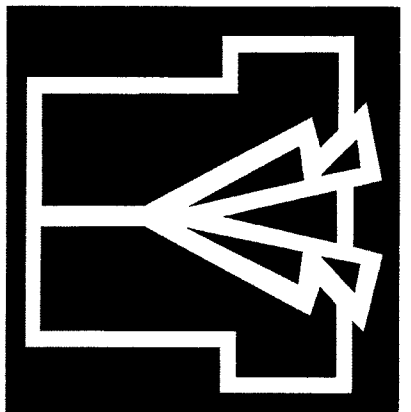
(16日から末日まで)

1 勤 労 2 無 職 3 勤・無以外

市町村番号 単位区符号 調査世帯番号 一連世帯番号

記入開始からの月数 世帯人員 就業人員

か月目 人 人



I 口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	備考
1 電気料金 () 月分		
2 うち 深夜電力料金 () 月分		
3 都市ガス料金 () 月分		
4 プロパンガス料金 () 月分		
5 水道料金 () 月～ 月分		
6 NHK放送受信料金 () 月～ 月分		
7 インターネット接続料 () 月分		
8 固定電話通信用料 () 月分		
9 携帯電話通信用料 () 月分		
10 うち 携帯電話事業者による 有料コンテンツ利用料		
11 代行徴収分		
12 うち 機器代金分割支払分(電話機器代金等)		
13 ケーブルテレビ等受信料 [放送料に以下の内償が含まれる場合は 該当する月のすべてに0円記載して下さい。] () 月分		
14 インターネット接続料・固定電話代・携帯電話代・その他 ()		
15 新聞代 (報社別) () 月分		
16 家賃(公営・民営・給与・他) () 月分		
17 共益費又は管理費 () 月分		
18 月極駐車場料金 () 月分		
19 学校給食費 () 月分		
20 学校授業料 () 月分		
21 PTA会費 () 月分		
22 学校教材費 () 月分		
23 保育所・幼稚園の保育料 () 月分		
24 国民年金掛金 () 月分		
25 () 保険料(積立・掛捨て) () 月分		
26 () 保険料(積立・掛捨て) () 月分		
27 () 保険料(積立・掛捨て) () 月分		
合 計		

I 口座自動振替による支払(つづき)

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	備考
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
合 計		

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主]

月々の給与

日付	収入項目	支給額	控除又は納付項目	控除又は納付額
1	本給(月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当(か月分)		介護保険料	
5	通勤手当(外手当)		厚生年金保険料	
6	手当		雇用保険料	
7	手当		財形貯蓄(年金・住宅一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

賞与

日付	収入項目	支給額	控除又は納付項目	控除又は納付額
1	賞与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅一般)	
7				
8				
9				

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額	控除又は納付項目	控除又は納付額
1	()年金		介護保険料	
2	()年金		後期高齢者医療保険料	
3	()年金		所得税	
4			復興特別所得税	
5			個人住民税	
6			国民健康保険料(税)	
7				
8				
9				

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主の配偶者]

月々の給与

日付	収入項目	支給額	控除又は納付項目	控除又は納付額
1	本給(月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当(か月分)		介護保険料	
5	通勤手当(外手当)		厚生年金保険料	
6	手当		雇用保険料	
7	手当		財形貯蓄(年金・住宅一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

賞与

日付	収入項目	支給額	控除又は納付項目	控除又は納付額
1	賞与(ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅一般)	
7				
8				
9				

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額	控除又は納付項目	控除又は納付額
1	()年金		介護保険料	
2	()年金		後期高齢者医療保険料	
3	()年金		所得税	
4			復興特別所得税	
5			個人住民税	
6			国民健康保険料(税)	
7				
8				
9				

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主との続柄 (世帯主との続柄を記入して下さい。)]

日付	収入項目	支給額	控除又は納付項目	控除又は納付額
1	本給(月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当(か月分)		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	
6	手当		雇用保険料	
7	手当		財形貯蓄(年金・住宅一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

遺言

日付	収入項目	支給額	控除又は納付項目	控除又は納付額
1	養与(ポーター)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅一般)	
7				
8				
9				

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額	控除又は納付項目	控除又は納付額
1	()年金		介護保険料額	
2	()年金		後期高齢者医療保険料額	
3	()年金		所帯別所得及び雑種別所得税額	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料(税)額	
6				
7				
8				
9				

日付

III 現金収入又は現金支出

日付	現金収入又は現金支出の種類及び用途	前期からの繰越金(手持ち現金)	現金収入(円)	現金支出(円)
1	収入の品名及び用途			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合計				
本日のお金残高(円)				

IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入

品名、用途及び購入方法 該当する番号を○で囲んでください。→	クレジット カード				電子 マネー	商 品	レ ジ ス ト ア	7 口 開 振 込 等	8 自 分 の 店 の 商 品	金額 自分の店の商品は 販売額を記入します。 (円)
	1 私 用	2 分 前 私 用	3 分 前 後 私 用	4 分 前 後 私 用						
1	1	2	3	4	5	6	7	8		
2	1	2	3	4	5	6	7	8		
3	1	2	3	4	5	6	7	8		
4	1	2	3	4	5	6	7	8		
5	1	2	3	4	5	6	7	8		
6	1	2	3	4	5	6	7	8		
7	1	2	3	4	5	6	7	8		
8	1	2	3	4	5	6	7	8		
9	1	2	3	4	5	6	7	8		
10	1	2	3	4	5	6	7	8		
11	1	2	3	4	5	6	7	8		
12	1	2	3	4	5	6	7	8		
13	1	2	3	4	5	6	7	8		
14	1	2	3	4	5	6	7	8		
15	1	2	3	4	5	6	7	8		
16	1	2	3	4	5	6	7	8		
17	1	2	3	4	5	6	7	8		
18	1	2	3	4	5	6	7	8		
19	1	2	3	4	5	6	7	8		
20	1	2	3	4	5	6	7	8		
21	1	2	3	4	5	6	7	8		
22	1	2	3	4	5	6	7	8		
23	1	2	3	4	5	6	7	8		
24	1	2	3	4	5	6	7	8		
25	1	2	3	4	5	6	7	8		
26	1	2	3	4	5	6	7	8		
27	1	2	3	4	5	6	7	8		
28	1	2	3	4	5	6	7	8		
29	1	2	3	4	5	6	7	8		
30	1	2	3	4	5	6	7	8		

備考 []

日付 日

III 現金収入又は現金支出

現金収入又は現金支出 収入の品名及び用途	現金収入(円)	現金支出(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
合計		
本日 の現金残高(円)		

第三号様式を次のように改める。

第3号様式



東京都生計分析調査
世帯票
東京都

都指定統計調査第2号

2 二人以上	市町村番号 — 単位区符号	調査世帯番号	一連世帯番号	調査員印	担当者印
1 勤労	住所	世帯主氏名	電話	記入開始	年 月 日
2 無職				記入終了	年 月 日
3 勤・無以外					

(1) 氏名及び世帯主との続柄	(2) 性別	(3) 年齢	(4) 就業別		本業の勤め先又は自営事業					副業等の状況			在学者の学校の種別							(15) 専修学校・専門学校	(16) 各種学校・塾など			
			就業者	非就業者	(5) 名称	(6) 事業内容	(7) 本人のしている仕事の内容	(8) 雇用者数又は使用人数	(9) 給与	(10) 産	(11) 職	(12) 副業	(13) 1 2 3 4 5 6 7 8 9	(14) 1 2 3 4 5 6 7 8 9	(14) 1 2 3 4 5 6 7 8 9	(14) 1 2 3 4 5 6 7 8 9	(14) 1 2 3 4 5 6 7 8 9							
世帯主	本人	1 2	1 2 3	1 2 3								1 2 3	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
		1 2	1 2 3	1 2 3								1 2 3	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
		1 2	1 2 3	1 2 3								1 2 3	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
		1 2	1 2 3	1 2 3								1 2 3	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
		1 2	1 2 3	1 2 3								1 2 3	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
		1 2	1 2 3	1 2 3								1 2 3	1 2 3	1 2 3 4 5 6 7 8 9										

(17) 住居の所有関係 1 持ち家（一戸建） 2 持ち家（その他） 3 民営の賃貸住宅（借間を含む） 4 公営の賃貸住宅 5 都市再生機構・公社等の賃貸住宅 6 給与住宅（社宅・公務員住宅など）	(18) 家族で同居していない者の数 1 学業等のため _____ 人 2 入院・介護施設に入所 _____ 人 3 その他 _____ 人	(19) 職能形態 1 経営職 6 商工職 2 管理職 7 技能・労務職 3 専門職 8 その他 4 事務職 9 無職 5 技術職	世帯人員 _____ 人 就業人員 _____ 人
--	---	--	------------------------------

※臨時交替の場合に前調査世帯について記入します。

調査世帯番号	一連世帯番号	世帯主氏名	記入終年月日	交替の理由
			年 月 日	

備考 特に説明を要する事項、例えば無償家賃の事情などを記入します。

附則

1 この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都生計分析調査調査票第一号様式及び第三号様式で、現に残存するものは、なお使用することができる。

雑報

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十七日

東京都職員共済組合

理事長 川 澄 俊 文

●東京都職員共済組合規則第六号

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則

住宅資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則(第一号) 附則第二(平成二十六年東京都職員共済組合規則第一号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則(昭和五十二年東京都職員共済組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「長期経理」を「退職等年金経理」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

貸付金の利率は、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地共済法」という。)第七十七条第四項に規定する基準利率(以下「基準利率」

という。)の区分に応じ、基準利率が改定された日(理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後三月以内の日で理事長が定める日)から次表に定める利率とし、償還の終了する月までの期間について計算する。

基準利率	貸付の種類		
	普通貸付	災害貸付 災害再貸付	介護住宅 貸付
一・〇パーセント 以下の場合	年一・二六パーセント	年〇・九三パーセント	年一・〇〇パーセント
一・〇パーセント を超え一・五パーセント 以下の場合	年一・七六パーセント	年一・四三パーセント	年一・五〇パーセント
一・五パーセント を超え二・〇パーセント 以下の場合	年二・二六パーセント	年一・九三パーセント	年二・〇〇パーセント
二・〇パーセント を超え二・五パーセント 以下の場合	年二・七六パーセント	年二・四三パーセント	年二・五〇パーセント
二・五パーセント を超え三・〇パーセント 以下の場合	年三・二六パーセント	年二・九三パーセント	年三・〇〇パーセント
三・〇パーセント を超え三・五パーセント 以下の場合	年三・七六パーセント	年三・四三パーセント	年三・五〇パーセント
三・五パーセント を超え四・〇パーセント 以下の場合	年四・二六パーセント	年三・九三パーセント	年四・〇〇パーセント
四・〇パーセント を超え四・五パーセント 以下の場合	年四・七六パーセント	年四・四三パーセント	年四・五〇パーセント
四・五パーセント を超え五・〇パーセント 以下の場合	年五・二六パーセント	年四・九三パーセント	年五・〇〇パーセント

五・〇パーセントを超える場合	基準利率に〇・二六パーセントを加えた利率	基準利率から〇・〇七パーセントを減じた利率	基準利率
----------------	----------------------	-----------------------	------

第八条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第九条中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地共済法」という。)」を「地共済法」に改める。

第十一条第三項中「から第三項まで」を削る。

第十三条第一項中「借受人」を「貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)」に改める。

第十五条第七項を削り、同条第八項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、附則に次の一項を加える。

5 貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第二条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期経理とすることができる。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。

附則

1 この規則は、平成三十年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行日前においては、この規則による改正前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則第二条中「長期経理」とあるのは「経過の長期経理」とする。

3 改正後の規則第八条第一項の規定は、施行日以後に到来する償還期日における利息について適用するものとし、施行日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

4 施行日以後に到来する償還期日における償還額は、施行日の前日における貸付金に係る未償還元金(第十六条第一項各号の事由に該当するものを除く。)を施行日に貸し付け、施行日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で施行日以後に償還したとすれば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十七日

東京都職員共済組合

理事長 川 澄 俊 文

●東京都職員共済組合規則第七号

東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則の一部を改正する規則

(平成二十六年東京都職員共済組合規則第二号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則

による廃止前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則(昭和四十一年東京都職員共済組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「長期経理」を「退職等年金経理」に改める。

第二条第六項第一号中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。)を「法」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

貸付金(高額医療貸付及び出産貸付を除く。)の利率は、法第七十七条第四項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)の区分に応じ、基準利率が改定された日(理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後三月以内の日で理事長が定める日)から次表に定める利率とし、償還の終了する月までの期間について計算する。

基準利率	貸付の種類	
	普通貸付 特別貸付	災害貸付
一・〇パーセント 以下の場合	年一・二六パーセント	年〇・九三パーセント
一・〇パーセント を超え一・五パーセント以下の場合	年一・七六パーセント	年一・四三パーセント
一・五パーセント を超え二・〇パーセント以下の場合	年二・二六パーセント	年一・九三パーセント
二・〇パーセント を超え二・五パーセント以下の場合	年二・七六パーセント	年二・四三パーセント

二・五パーセント を超え三・〇パーセント以下の場合	年三・二六パーセント	年二・九三パーセント
三・〇パーセント を超え三・五パーセント以下の場合	年三・七六パーセント	年三・四三パーセント
三・五パーセント を超え四・〇パーセント以下の場合	年四・二六パーセント	年三・九三パーセント
四・〇パーセント を超え四・五パーセント以下の場合	年四・七六パーセント	年四・四三パーセント
四・五パーセント を超え五・〇パーセント以下の場合	年五・二六パーセント	年四・九三パーセント
五・〇パーセント を超える場合	基準利率に〇・二六パーセントを加えた利率	基準利率から〇・〇七パーセントを減じた利率

第十一条第六項を削り、同条第七項中「前二項」を「前項」に改め、「育児休業又は介護休業による償還猶予については」及び「、激甚災害による弁済猶予については別紙様式第六号の二」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「、又は第六項の規定により元金の弁済を猶予する場合」を削り、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とする。

付則中第四項及び第五項を削り、付則第六項を第四項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第一条の

二の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期経理とすることができる。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。

別紙様式第六号の二を次のように改める。

別紙様式第六号の二 削除

附則

- 1 この規則は、平成三十年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行日前においては、この規則による改正前の東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則第一条の二中「長期経理」とあるのは、「経過的長期経理」とする。
- 3 改正後の規則第十条第一項の規定は、施行日以後に到来する償還期日における利息について適用するものとし、施行日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後に到来する償還期日における償還額は、施行日の前日における貸付金に係る未償還元金(第十三条第一項各号の事由に該当するものを除く。)を施行日に貸し付け、施行日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で施行日以後に償還したとしたらば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程を廃止す

る規程による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十九年十二月二十七日

東京都職員共済組合

理事長 川 澄 俊 文

●東京都職員共済組合規程第八号

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程を廃止する規程による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程を廃止する規程(平成二十六年東京都職員共済組合規程第一号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規程による廃止前の東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程(昭和五十二年東京都職員共済組合規程第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中「及び第七項」、「育児休業又は介護休業による償還猶予については」及び「、激甚災害による弁済猶予については別紙様式第十二号の二」を削り、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とする。

別紙様式第十二号の二を次のように改める。

別紙様式第十二号の二 削除

附則

この規程は、平成三十年一月一日から施行する。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 五〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)一〇一一(代) 印刷所 電話 〇三(三三二二)一〇一一(代) 郵便番号 113-0001

